

昭和四十七年法律第五十七号

労働安全衛生法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 労働災害防止計画(第六条―第九条)

第三章 安全衛生管理体制(第十条―第十九条の三)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第二十条―第三十六条)

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制(第三十七条―第五十四条の六)

第二節 危険物及び有害物に関する規制(第五十五条―第五十八条)

第六章 労働者の就業に当たつての措置(第五十九条―第六十三条)

第七章 健康の保持増進のための措置(第六十四条―第七十一条)

第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置(第七十一条の二―第七十一条の四)

第八章 免許等(第七十二条―第七十七条)

第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等

第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画(第七十八条―第八十条)

第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(第八十一条―第八十七条)

第十章 監督等(第八十八条―第一百条)

第十一章 雑則(第一百一条―第一百五十五条の二)

第十二章 罰則(第一百五十五条の三―第二百二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することを含む。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)をいう。

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(事業者に関する規定の適用)

第五条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負つた場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。

3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければならない。

4 第一項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第二項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

第二章 労働災害防止計画

(労働災害防止計画の策定)

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

(変更)

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

(公表)

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(勧告等)

第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

(安全管理者)

第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条において、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(衛生管理者)

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じ、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。

(安全衛生推進者等)

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。

3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければならない。

4 第一項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第二項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

生労働省令で定める規模のものと、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

第十三条（産業医等）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。

6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

第十三条の二

事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事

業者について準用する。この場合において、同条第四項中「提供しなければならない」とあるのは、「提供するように努めなければならない」と読み替えるものとする。

第十三条の三

事業者は、産業医又は前条第一項に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第十五条（統括安全衛生責任者）

事業者は、一の場所において行う事業の仕事を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2 統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項又は前項に定めるもののほか、第二十五条の二第一項に規定する仕事の数次の請負契約によつて行われる場合においては、第一項又は前項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者は、統括安全衛生責任者に第三十条の三第五項において準用する第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の措置を統括管理させなければならない。

5 第十條第三項の規定は、統括安全衛生責任者の業務の執行について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

第十五条の二

前条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、元方安全衛生管理者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項のうち技術的事項を管理させなければならない。

第十五条の三

建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所（これらの労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき（第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第十六条

第十五条第一項又は第三項の場合において、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第十七条

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき（第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第十七条

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関するもの。

三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 安全管理者のうちから事業者が指名した者

三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関するもの。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実

実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるものうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第四項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるものうちから事業者が指名した者

二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生

管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第十九条の三 国は、第十三条の二第一項の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防

湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実

施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるものうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第四項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるものうちから事業者が指名した者

二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生

管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第十九条の三 国は、第十三条の二第一項の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防

湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実

一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の四第四項の規定による勧告又は第五十七条の五第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があるとき、事業者又はその団体に對し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に關し必要な指導等を行うことができる。

(事業者の行うべき調査等)

第二十八條の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他の業務に起因する危険性又は有害性等(第五十七條第一項の政令で定める物及び第五十七條の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。)を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に對し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九條 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に關し、この法律

又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に關し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九條の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十條 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に關する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に對する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に關する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に關する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に關し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置について指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2 特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を一以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事

に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるものうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、特定元方事業者以外のものうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の仕事に従事するすべての労働者に關し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

第三十條の三 第二十五條の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合(第四項の場合を除く。)においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の仕事に従事するすべての労働者に關し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2 第三十條第二項の規定は、第二十五條の二第二項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、第三十條第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五條の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の一部」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する第三十條第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する第三十條第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の仕事に従事するすべての労働者に關し、第二十五條の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同条第一項各号の措置を講じなければならない。

2 第三十條第二項の規定は、第二十五條の二第二項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、第三十條第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五條の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の一部」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する第三十條第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する第三十條第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の仕事に従事するすべての労働者に關し、第二十五條の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同条第一項各号の措置を講じなければならない。

以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第三十一条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

第三十一条の四 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（請負人の講ずべき措置等）

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条 機械等貸与者等は、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた労働者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に依りて、必要な事項を守らなければならない。

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者

3 第三十条の三第一項又は第四項の場合において、第二十五条の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十条の三第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な措置を講じなければならない。

4 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な措置を講じなければならない。

5 第三十一条の二の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な措置を講じなければならない。

6 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に依りて、必要な事項を守らなければならない。

7 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文者又は第一項から第五項までの請負人の第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第五項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第三十三条 機械等貸与者の講ずべき措置等

3 第三十三条 機械等貸与者等は、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた労働者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に依りて、必要な事項を守らなければならない。

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者

いう。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

（重量表示）

第三十五条 一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（製造時等検査等）

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項につ

いて、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）については当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

1 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

2 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

（検査証の交付等）

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るもの

について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）については当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

1 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

2 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

（検査証の交付等）

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るもの

いて、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）については当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

1 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

2 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

（検査証の交付等）

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るもの

に合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。

（使用等の制限）

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証（以下「検査証」という。）を受けていない特定機械等（第三十八条第三項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む。）は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

（検査証の有効期間等）

第四十一条 検査証の有効期間（次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間）は、特定機械等の種類に応じ、厚生労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合に、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその

他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

（個別検定）

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 登録個別検定機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。

5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されてないものは、使用してはならない。

（型式検定）

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。

一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。

3 登録型式検定機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。

6 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

7 第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されてないものは、使用してはならない。

（型式検定合格証の有効期間等）

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間（次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間）は、前条第一項本文の機械等の種類に応じ、厚生労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

（型式検定合格証の失効）

第四十四条の四 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の機械等に係る型式検定合格証（第二号にあつては、当該外国製造者が受けた型式検定合格証）の効力を失わせることができる。

一 型式検定に合格した型式の機械等の構造又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認められるとき。

二 型式検定を受けた外国製造者が、当該型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等で本邦に輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 厚生労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めてその職員をして当該型式検定を受けた外国製造者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所において、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

（定期自主検査）

第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令

で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の第三項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）を実施させなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（登録製造時等検査機関の登録）

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の第二項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行う者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二 第五十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
四 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経

験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。

三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造業者等がその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行うとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
四 掲げる事項を記載してするものとする。

4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次の登録年月日及び登録番号

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事務所の名称及び所在地
三 第一項の区分
四 第一項の更新
（登録の更新）
第四十六条の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（製造時等検査の義務等）
第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当

な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。（変更の届出）

第四十七条の二 登録製造時等検査機関は、第四十六条第四項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。（業務規程）

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、製造時等検査の業務の開始の日（二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。）これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。（業務の休廃止）

第四十九条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされる場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十三条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。（検査員の選任等の届出）

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で

定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関(以下「外国登録製造時等検査機関」という。)を除く。)

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。)

(準用)

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関について準用する。

第五十三条

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。)

二

第四十七條から第四十九條まで、第五十條

三

正当な理由がないのに第五十條第二項各号

四

第五十一條の規定による届出をせず、又は

五

第五十二條及び第五十二條の二の規定によ

六

不正の手段により登録を受けたとき。

一 前項第一号から第四号まで又は第六号のい

ずれかに該当するとき。

二 前条において読み替えて準用する第五十二

条又は第五十二條の二の規定による請求に

三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機

関が前二号のいずれかに該当すると認めて、

四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機

関の業務の適正な運営を確保するため必要

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため

六 次項の規定による費用の負担をしない

七 前項第四号の検査に要する費用(政令で定め

第八 都道府県労働局長は、登録を受け

第九 都道府県労働局長は、登録を受け

第十 都道府県労働局長は、登録を受け

第十一 都道府県労働局長は、登録を受け

第十二 都道府県労働局長は、登録を受け

第十三 都道府県労働局長は、登録を受け

第十四 都道府県労働局長は、登録を受け

第十五 都道府県労働局長は、登録を受け

第十六 都道府県労働局長は、登録を受け

第十七 都道府県労働局長は、登録を受け

第十八 都道府県労働局長は、登録を受け

(登録性能検査機関)

第五十三條の三 第四十六條及び第四十六條の二

の規定は第四十一條第一項の登録について、第

四十七條から前条までの規定は登録性能検査機

関について準用する。この場合において、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み

替えるものとする。

第四十六條第二項第三十八條第四十一條第二項

第一項

製造時等検査

第四十一條第二項

の性能検査(以下

「性能検査」とい

う。)

別表第八の上欄に

掲げる機械等に応

じ、それぞれ同表

の下欄

の性能検査

別表第九の上欄に

掲げる機械等に応

あらかじめ 休止又は廃止の日

の三十日前までに

第五十條第二項 製造時等検査

性能検査

第五十二條及び 製造時等検査

性能検査

第五十二條の二 外国登録製造

外国登録性能検査

時等検査機関

第五十二條の三 外国登録製造

外国登録性能検査

時等検査機関

第五十三條第一 外国登録製造

外国登録性能検査

時等検査機関

第五十三條第二 製造時等検査

性能検査

第五十三條第三 外国登録製造

外国登録性能検査

時等検査機関

前条 都道府県労働局長

製造時等検査 性能検査

(登録個別検定機関)

第五十四條

第四十六條及び第四十六條の二の規

定は第四十四條第一項の登録について、第四

十七條から第五十三條の二までの規定は登録個

別検定機関について準用する。この場合におい

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句と読み替えるものとする。

第四十六條第一項 第三十八條第四十四條第

一項

製造時等検査

個別検定

別表第十一の

上欄に掲げる

機械等に応じ、

それぞれ同表

の下欄

の性能検査

別表第十二の

上欄に掲げる

機械等に応じ、

別表第六第一

個別検定

同表の中欄

同表の下欄

同表の第一

同表の第二

同表の第三

同表の第四

同表の第五

同表の第六

同表の第七

同表の第八

同表の第九

同表の第十

同表の第十一

同表の第十二

同表の第十三

同表の第十四

同表の第十五

同表の第十六

同表の第十七

同表の第十八

第四十六條第三項特別特定機械 第四十四條第四号	製造時等検査 登録製造時等登録個別検 査簿	個別検 定	一項の政令で 定める機械等
第四十六條第四項	製造時等検査 登録製造時等登録個別検 査簿	個別検 定	第一号
第四十七條第一項	製造時等検査	個別検 定	第四十六條第三項
第四十七條第二項	製造時等検査	個別検 定	第二号
第四十七條第三項	製造時等検査 第二十七條第四十四條第 二項の基準の三項の基準 うち特別特定 機械等の構造 に係るもの	個別検 定	第四十六條第三項 第三号
第四十七條第四項	製造時等検査	個別検 定	第四十六條第三項 第四号
第四十八條、第四 十九條並びに第五 十條第二項及び第 三項	製造時等検査	個別検 定	第四十六條第四項
第五十一條	検査員	検 定員	第四十七條第一項
第五十二條及び第 五十二條の二	製造時等検査 外国登録製造外国登録個別 時等検査機 関	個別検 定	第四十七條第二項
第五十二條の三	製造時等検査 外国登録製造外国登録個別 時等検査機 関	個別検 定	第四十七條第三項
第五十三條第一項 及び第二項	製造時等検査 外国登録製造外国登録個別 時等検査機 関	個別検 定	第四十七條第四項
第五十三條第三項	製造時等検査 外国登録製造外国登録個別 時等検査機 関	個別検 定	第四十八條、第四 十九條並びに第五 十條第二項及び第 三項
第五十三條の二	製造時等検査 厚生労働大臣 又は都道府県 労働局長	個別検 定	第五十一條

(登録型式検定機関)
第五十四條の二 第四十六條及び第四十六條の二の規定は第四十四條の二第一項の登録について、第四十七條から第五十三條の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六條第一項	第一号	製造時等検査 別表第五	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十六條第三項	第二号	製造時等検査 別表第六第一 号	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十六條第三項 第三号	検査員	別表第七	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十六條第三項 第四号	特別特定機械 等	別表第十四 の政令で定め る機械等	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十六條第四項	登録製造時等 検査簿	登録型式検 定簿	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十七條第一項	製造時等検査	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十七條第二項	製造時等検査	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十七條第三項	製造時等検査 二項の基準の二 第三項の基 準のうち特別 特定機械等 に係るもの	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十七條第四項	製造時等検査	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第四十八條、第四 十九條並びに第五 十條第二項及び第 三項	製造時等検査	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第五十一條	検査員	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第五十二條及び第 五十二條の二	製造時等検査 外国登録製造 時等検査機 関	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項
第五十二條の三	製造時等検査 外国登録製造 時等検査機 関	型式検 定	型式検 定	第三十八條第 四十四條の 二第一項

第五十三條第一項 外国登録製造外国登録型式
時等検査機関 型式検
定

第五十三條第三項 製造時等検査 型式検
定

第五十三條の二 都道府県労働局長
厚生労働大臣
製造時等検査 型式検
定

(検査業者)
第五十四條の三 検査業者にならうとする者は、
 厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働
 省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿
 に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で
 定める事項の登録を受けなければならない。
 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の
 登録を受けることができない。
 一 第四十五條第一項若しくは第二項の規定若
 しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、
 又は第五十四條の六第二項の規定による命令
 に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その
 執行を終わり、又は執行を受けることがなく
 なつた日から起算して二年を経過しない者
 二 第五十四條の六第二項の規定により登録を
 取り消され、その取消の日から起算して二
 年を経過しない者
 三 法人で、その業務を行う役員のうちに第一
 号に該当する者があるもの
 3 第一項の登録は、検査業者にならうとする者
 の申請により行う。
 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項
 の申請が厚生労働省令で定める基準に適合して
 いると認めるときでなければ、第一項の登録を
 してはならない。
 5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の閲
 覧を求めることができない。
第五十四條の四 検査業者は、他人の求めに応じ
 て特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で
 定める資格を有する者にこれを実施させなけれ
 ばならない。
第五十四條の五 検査業者がその事業の全部を譲
 り渡し、又は検査業者について相続、合併若し
 くは分割(その事業の全部を承継させるものに
 限る。)があつたときは、その事業の全部を譲
 り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある
 場合において、その全員の同意により事業を承
 継すべき相続人を選定したときは、その者。以
 下この項において同じ。)、合併後存続する法人

若しくは合併により設立された法人若しくは分
 割によりその事業の全部を承継した法人は、そ
 の検査業者の地位を承継する。ただし、当該事
 業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存
 続する法人若しくは合併により設立された法人
 若しくは分割により当該事業の全部を承継した
 法人が第五十四條の三第二項各号のいずれかに
 該当するときは、この限りでない。
 2 前項の規定により検査業者の地位を承継した
 者は、厚生労働省令で定めるところにより、遅
 滞なく、その旨を厚生労働大臣又は都道府県労
 働局長に届け出なければならない。
第五十四條の六 厚生労働大臣又は都道府県労働
 局長は、検査業者が第五十四條の三第二項第一
 号又は第三号に該当するに至つたときは、その
 登録を取り消さなければならない。
 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査
 業者が次の各号のいずれかに該当するに至つた
 ときは、その登録を取り消し、又は六月を超え
 ない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務
 の全部若しくは一部の停止を命ずることができ
 る。
 一 第五十四條の三第四項の基準に適合しなく
 なつたと認められるとき。
 二 第五十四條の四の規定に違反したとき。
 三 第五十條第一項の条件に違反したとき。
**第二節 危険物及び有害物に関する規制
 (製造等の禁止)**
第五十五條 黄りんマツチ、ベンジン、ベンジ
 ジンを含む製剤その他の労働者に重度の健
 康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製
 造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用して
 はならない。ただし、試験研究のため製造し、
 輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要
 件に該当するときは、この限りでない。
 (製造の許可)
第五十六條 ジクロルベンジン、ジクロルベン
 ジンを含む製剤その他の労働者に重度の健
 康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定
 めるものを製造しようとする者は、厚生労働省
 令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労
 働大臣の許可を受けなければならない。
 2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請があつた
 場合には、その申請を審査し、製造設備、作業
 方法等が厚生労働大臣の定める基準に適合して
 いると認めるときでなければ、同項の許可をし
 てはならない。

3 第一項の許可を受けた者（以下「製造者」という。）は、その製造設備を、前項の基準に適合するように維持しなければならぬ。

4 製造者は、第二項の基準に適合する作業方法に従って第一項の物を製造しなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が第二項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従って第一項の物を製造すべきことを命ずることができる。

6 厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものであるものは、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱以上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

三 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならぬ。

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は

第五十七条の三 事業者が行うべき調査等

は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならぬ。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱以上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十七条の三 事業者が行うべき調査等

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第五十七条の四 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令

で定める化学物質（第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に關し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱の方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に關し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がなない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

第五十七条の五 厚生労働大臣は、化学物質で、

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

第五十七条の五 厚生労働大臣は、化学物質で、

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に關する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、厚生労働大臣の定める基準に従って行うものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指示に關して意見を求められた学識経験者は、当該指示に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

第五十八条 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

第六章 労働者の就業に当たつての措置

第六节 労働者の就業に当たつての措置

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたとき

は、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に關する安全

を

を

を

又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるところに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第六十一条 (就業制限) 事業者は、クレインの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに

係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第六十二条 (中高年齢者等についての配慮) 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

第六十三条 (国の援助) 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

第七章 健康の保持増進のための措置
第六十四条 (作業環境測定) 第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておくなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

第六十五条の二 (作業環境測定の結果の評価等) 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基

づいて、労働者の健康を保持するため必要であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておくなければならない。

第六十五条の三 (作業の管理) 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

第六十五条の四 (作業時間の制限) 事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

第六十六条 (健康診断) 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けたことを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

(自発的健康診断の結果の提出) 第六十六条の二 午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間に従事する労働者（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

(健康診断の結果の記録) 第六十六条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておくなければならない。

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取) 第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見がある）と診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

(健康診断実施後の措置) 第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等

設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七條に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（健康診断の結果の通知）

第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（保健指導等）

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

（面接指導等）

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者（次条第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておくなければならない。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条の八の二 事業者は、その労働時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超える労働者（労働基準法第三十六条第十一項に規定する業務に従事する者（同法第四十一条各号に掲げる者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。）に限る。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の事業者及び労働者について準用する。この場合において、同条第五項中「作業の転換」とあるのは、「職務内容の変更、有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による有給休暇を除く。）の付与」と読み替えるものとする。

第六十六条の八の三 事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第一項に規定する者を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。

第六十六条の八の四 事業者は、労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者であつて、その健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。）が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 第六十六条の八第二項から第五項までの規定は、前項の事業者及び労働者について準用する。この場合において、同条第五項中「就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜

業の回数の減少等」とあるのは、「職務内容の変更、有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による有給休暇を除く。）の付与、健康管理時間（第六十六条の八の四第一項に規定する健康管理時間をいう。）が短縮されるための配慮等」と読み替えるものとする。

第六十六条の九 事業者は、第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項又は前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申し出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておくなければならない。

5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（健康管理手帳）

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（病者の就業禁止）

第六十八条 事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかつた労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

（受動喫煙の防止）

第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項

において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健康教育等)

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(体育活動等についての便宜供与等)

第七十条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康の保持増進のための指針の公表等)

第七十条の二 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(健康診査等指針との調和)

第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(国の援助)

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置

(事業者の講ずる措置)

第七十一条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続

的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置

三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

四 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

(快適な職場環境の形成のための指針の公表等)

第七十一条の三 厚生労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(国の援助)

第七十一条の四 国は、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。

第八章 免許等

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第七十四条第二項（第三号を除く。）の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者

二 前号に掲げる者でほか、免許の種類に応じた、厚生労働省令で定める者

3 第六十一条第一項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七十三条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)

第七十四条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあつては、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたとき。

四 第一百十条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じた、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えらるるが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(厚生労働省令への委任)

第七十四条の二 前三条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(免許試験)

第七十五条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験（以下「免許試験」という。）は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受け

た者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習（以下「教習」という。）は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(役員を選任及び解任)
第七十五条の四 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(免許試験員)
第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)
第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号にお

て「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)
第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)
第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)
第七十五条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)
第七十五条の十 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)
第七十五条の十一 厚生労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定

を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 第一百十條第一項の条件に違反したとき。
(都道府県労働局長による免許試験の実施)
第七十五条の十二 都道府県労働局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(技能講習)
第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(登録教習機関)
第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条

において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行つた教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

規定	上欄に掲げる規定	中欄に掲げる字句	下欄に掲げる字句
第四十六条第二項	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第四十六条第四項	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第四十七条の二	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第四十八条	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第四十九条	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十条第一項	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十条第二項	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十条第四項	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十二条	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十二条の二	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十三条第一項	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。
第五十三条の二	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。	「登録申請者」という。

第四十六 条第二項 各号列記 以外の部 分	第四十六 条第一項 以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。	第七十七 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第四十七 条第二項	第四十七 条第二項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第二項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第四十八 条第二項	第四十八 条第二項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第三項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第四十九 条第一項	第四十九 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第四項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十 条第二項	第五十 条第二項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第五項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十一 条第一項	第五十一 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第六項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十二 条第一項	第五十二 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第七項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）

第五十三 条第一項	第五十三 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第八項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十四 条第一項	第五十四 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第九項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十五 条第一項	第五十五 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十六 条第一項	第五十六 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十七 条第一項	第五十七 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十二項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十八 条第一項	第五十八 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十三項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第五十九 条第一項	第五十九 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十四項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第六十 条第一項	第六十 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十五項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第六十一 条第一項	第六十一 条第一項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十七 条第十六項に規定す る登録（以下この条、第五 十三条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）

第七十八 条	第七十八 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十八 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第七十九 条	第七十九 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第七十九 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第八十 条	第八十 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第八十 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第八十一 条	第八十一 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第八十一 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）
第八十二 条	第八十二 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）	第八十二 条に規定する登録（以下この条、第五十三 条第一項及び第五十三 条の二第一項において「登 録」という。）

第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等

第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

第七十八条 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するために必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

第七十九条 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成し、かつ、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

第八十条 衛生改善計画を守らなければならない。

第八十一条 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。

第八十二条 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第八十三条 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき（前条第一項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

第八十四条 前条第二項及び第三項の規定は、安全衛生改善計画について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（安全衛生診断）

第八十五条 厚生労働大臣は、第七十八条第一項又は第四項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

第八十六条 前項の規定は、都道府県労働局長が前条第一項の規定による指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「作成又は変更」とあるのは、「作成」と読み替えるものとする。

（業務）

第八十七条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

第八十八条 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

（労働安全コンサルタント試験）

第八十九条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

第九十条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは

は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。を含む。))又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもの
4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。

第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替えるものとする。

(指定コンサルタント試験機関)

第八十三条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定コンサルタント試験機関」という。)に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

第八十三条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十三条の二」と、第七十五条の

四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の問題の作成及び採点」と、同条及び第七十五条の八中「免許試験員」とあるのは「コンサルタント試験員」と、第七十五条の五第四項中「次条第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と読み替えるものとする。

(登録)

第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第八十五条 厚生労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント(以下「コ

ンサルタント」という。)が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。2 厚生労働大臣は、コンサルタントが第八十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

(指定登録機関)

第八十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、コンサルタントの登録の実施に関する事務(前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。)を行わせることができる。2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働省令」とあるのは「指定登録機関」とする。

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項、第七十五条の三、第七十五条の四並びに第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十五条の二第一項」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第四号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の八中「職員(免許試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、第七十五条の十中「試験事務の全部又は一部」とあるのは「登録事務」と、第七十五条の十一第二項及び第七十五条の十二中「試験事務の全部若しくは一部」とあるのは「登録事務」と読み替えるものとする。

(義務)

第八十六条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(日本労働安全衛生コンサルタント会)

第八十七条 その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするもの限り、設立することができる。2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 第一項の一般社団法人(以下「コンサルト会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5 厚生労働大臣は、コンサルト会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルト会の財産の状況を検査し、又はコンサルト会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6 コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない。

第十章 監督等

(計画の届出等)

第八十八条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第二項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該仕事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5 前三項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事に数回の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第二項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができ。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第二項又は第三項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

（厚生労働大臣の審査等）
第八十九条 厚生労働大臣は、前条第一項から第三項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たつては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第二項の規定により第一項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（都道府県労働局長の審査等）

第八十九条の二 都道府県労働局長は、第八十八条第一項又は第三項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるところについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第九十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第六十八条の疾病にかかつた疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第九十三条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の四第四項の規定による勧告、第五十七条の五第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前三項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（労働衛生指導医）
第九十五条 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第六十五条第五項又は第六十六条第四項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に關し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。

（厚生労働大臣等の権限）

第九十六条 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所等に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に關しある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第二十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所等に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に關しある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第二項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又

は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

(機構による労働災害の原因の調査等の実施)

第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第九十四条第一項の規定による立入検査(前項に規定する調査に係るものに限る。)を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 機構は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。

(機構に対する命令)

第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(使用停止命令等)

第九十八条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第二十条から第二十五条まで、第二十

五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項又は第三十四条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前二項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。

4 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む。当該命令を受けた注文者を除く。)に対し、当該違反する事実に関する、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

第九十九条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

(講習の指示)

第九十九条の二 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者

その他労働災害の防止のための業務に従事する者(次項において「労働災害防止業務従事者」という。)に都道府県労働局長の指定することができる講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九十九条の三 都道府県労働局長は、第六十一条第一項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の講習について準用する。

(報告等)

第一百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第十一章 雑則

第一百零一条 (法令等の周知)

事業者は、この法律及びこれに基づく命令の主旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

2 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務

に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、前項中「周知させなければならない」とあるのは、「周知させるように努めなければならない」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

(ガス工作物等設置者の義務)

第一百零二条 ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

(書類の保存等)

第一百零三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第三項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定期間、登録型式検定期間、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 コンサルタントは、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2 産業界を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務

に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

(心身の状態に関する情報の取扱い)
第百四条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しななければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に對し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。
(健康診断等に関する秘密の保持)
第百五条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関し知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。(国の援助)

第百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の三第四項、第五十八条第六十三條、第六十六条の十第九項、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。(厚生労働大臣の援助)
第百七条 厚生労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料

の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。
(研究開発の推進等)
第百八条 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(疫学的調査等)
第百八条の二 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 厚生労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。
4 第二項の規定により厚生労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。(地方公共団体との連携)

第百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。
(許可等の条件)
第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録(第五十四条の三第一項又は第八十条第一項の規定による登録に限る。次項において同じ。)には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
(審査請求)
第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができ。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。
(手数料)
第百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者)にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者)にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者
二 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の登録の更新を受けようとする者
三 技能講習(登録教習機関が行うものを除く。)を受けようとする者
四 第三十七条第一項の許可を受けようとする者
五 第三十八条の検査(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
六 第四十条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
六 性能検査(登録性能検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
七 個別検定(登録個別検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者
七の二 型式検定(登録型式検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者
八 第五十六条第一項の許可を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ 指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入とする。
(公示)
第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。
二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。
三 第四十七条の二又は第四十九条(第五十三条の三から第五十四条の二まで)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
四 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで)において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
五 第五十三条第二項(第五十三条の三から第五十四条の二まで)において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消したとき。
六 第五十三条の二(第五十三条の三から第五十四条の二まで)及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行つていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
十一 免許試験を受けようとする者
十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

七 第七十五条の二第二項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

八 第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

九 第七十五条の十一第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による取消をしたとき。

十 第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十一 第七十五条の十二第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が自ら行つていた試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を行わないものとするとき。

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（経過措置）

第百十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（鉱山に関する特例）

第百十四條 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱

山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。）については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

（適用除外）

第百十五條 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第七十号）の適用を受ける船員については、適用しない。

（厚生労働省令への委任）

第百十五條の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十二章 罰則

第百十五條の三 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の懲役に処する。

3 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五條の四 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百十五條の五 第百十五條の三第一項から第三項までの罪は、刑法第四條の例に従う。

第百十六條 第五十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十七條 第三十七條第一項、第四十四條第一項、第四十四條の二第一項、第五十六條第一項、第七十五條の八第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八條 第五十三條第一項（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）、第五十四條の六第二項又は第七十五條の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八條第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七條の四第五項、第五十七條の五第五項、第五十九條第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八條、第八十九條第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七條第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三條の二、第五十六條第五項、第八十八條第六項、第九十八條第一項又は第九十九條第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七條第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

第百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項、第三項若しくは第四項、第十五條の二第一項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十五條の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六條、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二條第一項から第六項まで、第三十三條第三項、第四十條第二項、第四十四條第五項、第四十四條の二第六項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十七條の四第一項、第五十九條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六條第一項から第三項まで、第六十六條の三、第六十六條の六、第六十六條の八の二第一項、第六十六條の八の四第一項、第八十七條第六項、第八十八條第一項から第四項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二條第二項及び第五條の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の五第一項、第六十五條第五項、第六十六條第四項、第九十八條第二項又は第九十九條第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四條第四項又は第四十四條の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四條第一項又は第九十六條第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第百條第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

五 第百條第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第二百三十三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第二百三十一條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第七十五條の十（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務を廃止したとき。

三 第九十六條第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第一百條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第二百三十三條第二項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

第二百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六十六條、第一百七十九條、第二百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第二百二十二條の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をしたコンサルタント会の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一 第八十七條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八十七條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反したとき。

第二百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十條第一項（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記

載をし、又は正当な理由がないのに第五十條第二項（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録製造時等検査機関等を除く。）

二 機構が第九十六條の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした機構の役員

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十條及び第九第二章第二節の規定は昭和四十八年四月一日から、附則第九條のうち労働省設置法（昭和二十四年法律第九十六號）第十三條第一項の表中央労働基準審議会（の項）の改正規定中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加える部分は公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例）

第四条 第十三條第一項の事業場以外の事業場についての第六十六條の十の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

附則（昭和五〇年五月一日法律第二八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四条及び附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五條の改正規定中同条に四項を加える部分は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五二年七月一日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（労働安全衛生法第四十五條に三項を加える改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）、同法第五十七條の次に三條を加える改正規定及び同法第九十三條第三項の改正規定に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（政令への委任）

第二条 次に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年六月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五條第三項の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。）、第二十五條の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第一項に係る部分に限る。）、第二十六條の改正規定（第二十七條第一項及び第二十八條第一項の改正規定、第三十條の次に一項を加える改正規定（第三十條の二第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第三十二條の改正規定（改正後の同条第五項に係る部分に限る。）、第九十八條第一項の改正規定、第九十九條第一号の改正規定、第一百九條第一号の改正規定、第二百二十條第一号の改正規定（第十五條第一項若しくは第三項を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分（第十五條第四項については、第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。）、第三十二條第一項から第三項まで」を「第三十二條第一項から第四項まで」に改める部分及び「、第一百九條」を「から第五項まで、第一百九條」に改める部分（改正後の第八十八條第五項に係る部分に限る。）、次条第一項の規定並びに附則第三條第三項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十條第一項の改正規定、第十一條第一項及び第十二條第一項の改正規定、第十五條第三項の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。）、第二十五條の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第二項に係る部分に限る。）、第三十條の次に一項を加える改正規定（第三十條の二第五項に係る部分に限る。）、第三十條の二第五項の改正規定（第十五條第一項若しくは第三項」を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分（第十五條第四項については、第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。）及び「第十八條第一項」の下に「、第二十五條の二第二項（第三十條の二第五項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第一号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、同項及び新法第三十條の二第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 新法第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第二号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、新法第二十五條の二第二項（新法第三十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の労働安全衛生法第八十八條第三項の規定により計画の届出をした事業者に対する仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令については、なお従前の例による。

2 新法第八十八條第三項の労働省令で定める仕事で、施行日から起算して、十四日を経過する

ら第四項まで」に改める部分及び「、第一百九條」を「から第五項まで、第一百九條」に改める部分（改正後の第八十八條第五項に係る部分に限る。）、次条第一項の規定並びに附則第三條第三項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十條第一項の改正規定、第十一條第一項及び第十二條第一項の改正規定、第十五條第三項の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。）、第二十五條の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第二項に係る部分に限る。）、第三十條の次に一項を加える改正規定（第三十條の二第五項に係る部分に限る。）、第三十條の二第五項の改正規定（第十五條第一項若しくは第三項」を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分（第十五條第四項については、第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。）及び「第十八條第一項」の下に「、第二十五條の二第二項（第三十條の二第五項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第一号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、同項及び新法第三十條の二第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 新法第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第二号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、新法第二十五條の二第二項（新法第三十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の労働安全衛生法第八十八條第三項の規定により計画の届出をした事業者に対する仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令については、なお従前の例による。

2 新法第八十八條第三項の労働省令で定める仕事で、施行日から起算して、十四日を経過する

ら第四項まで」に改める部分及び「、第一百九條」を「から第五項まで、第一百九條」に改める部分（改正後の第八十八條第五項に係る部分に限る。）、次条第一項の規定並びに附則第三條第三項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十條第一項の改正規定、第十一條第一項及び第十二條第一項の改正規定、第十五條第三項の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。）、第二十五條の次に一項を加える改正規定（第二十五條の二第二項に係る部分に限る。）、第三十條の次に一項を加える改正規定（第三十條の二第五項に係る部分に限る。）、第三十條の二第五項の改正規定（第十五條第一項若しくは第三項」を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分（第十五條第四項については、第二十五條の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。）及び「第十八條第一項」の下に「、第二十五條の二第二項（第三十條の二第五項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第一号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、同項及び新法第三十條の二第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 新法第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第二号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、新法第二十五條の二第二項（新法第三十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の労働安全衛生法第八十八條第三項の規定により計画の届出をした事業者に対する仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令については、なお従前の例による。

2 新法第八十八條第三項の労働省令で定める仕事で、施行日から起算して、十四日を経過する

日から三十日を経過する日までの間に開始しようとするものの計画の届出については、同項中「三十日」とあるのは「十四日」と、「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」と、同条第七項中「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」とする。

3 附則第一条第一号に定める日から起算して三月以内に開始される新法第八十八条第五項に規定する仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に係る違反の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五八年五月二五日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則 (昭和六三年五月一七日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第十二条の次に一条を加える改正規定、第八十八条第五項及び第六項の改正規定、第七十七条の改正規定、第十四条第二項の改正規定並びに附則第四条の規定並びに附則第五条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十五条第一項の改正規定(一、第十三条を一から第十三条まで)に改める部分及び「第十二条第一項」の下に「及び第十二条の二」を加える部分に限る。及び同条第二項の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(新法第十九条の二の適用に関する特例)
第二条 この法律の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間における改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第十九条の二の規定の適用(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

法律第四十五条第一項の規定により適用される場合を含む。)については、新法第十九条の二第二項中「衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者」とあるのは、「衛生管理者」とする。(免許に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の労働安全衛生法第七十二条第一項の規定によりされた免許は、新法第七十二条第一項の規定によりされた免許とみなす。

(計画の届出に関する経過措置)
第四条 昭和六十四年七月一日前に開始される新法第八十八条第五項に規定する労働省令で定められた仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成四年五月二二日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定(労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第一条、第三条第一項、第二十八条及び第六十四条の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十六条第一項の改正規定に限る。)、第二条の規定並びに附則第四条から第六条までの規定及び附則第八条の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十五条第三項の改正規定中「第六十四条」を「第六十五条」に改める部分及び「第六十八条」の下に「第七十一条の二」を加える部分並びに同条第十四項の改正規定中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に改める部分及び「第七十条の二第二項」の下に「第七十一条の三第二項、第七十一条の四」を加える部分に限る。)は、平成四年七月一日から施行する。

(労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日前に労働安全衛生法第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(又は第四項の規定による届出があった計画については、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。))第八十九条の二第一項の規定は、適用しない。

第三条 新法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した労働災害について適用する。(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成五年一月二二日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)(又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成五年一月二九日法律第九二号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年一月二一日法律第九七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。一及び二略
三 第四十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成八年六月一九日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、平成八年十月一日から施行する。

(産業医の要件に係る経過措置)
第二条 事業者は、平成十年九月三十日までの間は、この法律による改正後の労働安全衛生法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する要件を備えた者以外の医師を産業医とすることができ。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、労働者の健康の保持増進等を図る観点から、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成一〇年九月三〇日法律第一二二号) 抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年五月二二日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第五十四条の三第二項第一号及び第二号並びに第五十四条の五第二項第二号の改正規定、同法第五章第一節中同条を第五

十四条の六とする改正規定並びに同法第五十四条の四の次に一条を加える改正規定、第二条並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法第五十七条の二及び第一条第二項の規定の実施状況等を勘案し、これらの規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二十一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)
第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六百六十一條において「国等の事務」という。)

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
第六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請等の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)
第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(手数料に関する経過措置)
第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第六十五條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第六十五條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十一年二月八日法律第一五一号)抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則(平成二十一年二月二日法律第一六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十二年五月三十一日法律第九一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。
附則(平成二十三年六月二十九日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(再免許に係る経過措置)
第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。))に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則(平成二十一年二月二日法律第一六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十二年五月三十一日法律第九一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。
附則(平成二十三年六月二十九日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(再免許に係る経過措置)
第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。))に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則(平成二十一年二月二日法律第一六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十二年五月三十一日法律第九一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。
附則(平成二十三年六月二十九日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(再免許に係る経過措置)
第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。))に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

（罰則に係る経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年一月二日法律第一五三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）
第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）
第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年七月二日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は平成十六年四月一日から、附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定は公布の日から施行する。

（労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 この法律による改正後の労働安全衛生法（以下「新労働安全衛生法」という。）第十四

条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新労働安全衛生法第四十八条第一項（新労働安全衛生法第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働安全衛生法（以下「旧労働安全衛生法」という。）第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第六十一条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているもの（以下この条において「指定機関」という。）は、それぞれ新労働安全衛生法第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧労働安全衛生法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新労働安全衛生法中相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行前にされた旧労働安全衛生法第三十九条第一項、第四十四条第三項、第四十四条の二第三項又は第五十三条の二に規定する製造時等検査、個別検定、型式検定又は性能検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧労働安全衛生法第七十六条第一項又は第七十七条第一項に規定する技能講習又は教習を終了していない者に係る技能講習又は教習については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付された検査証又は旧労働安全衛生法第四十四条の二第四項の規定により交付された型式検定合格証は、それぞれ新労働安全衛生法第三十九条第一項又は第四十四条の二第四項の規定により交付されたものとみなす。

7 この法律の施行前に旧労働安全衛生法第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定により付された表示は、それぞれ新労働安全衛生法第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定により付された表示とみなす。

8 この法律の施行前に旧労働安全衛生法第四十六条第二項第一号若しくは第三号（旧労働安全衛生法第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は旧労働安全衛生法第五十三条第二項各号（旧労働安全衛生法第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた指定機関で第二項の規定により登録を受けているものとみなされる者に対して、この法律の施行の際旧労働安全衛生法第五十三条の規定による処分が行われていない場合においては、当該登録を受けているものとみなされる者を新労働安全衛生法第五十三条各号（新労働安全衛生法第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者として、新労働安全衛生法第五十三条の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年一月二日法律第一五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一月二日法律第一〇八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同章第二節の節名の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定及び同法第五十七条の二第一項の改正規定 平成十八年十二月一日

二 第四条中労働時間の短縮の促進に關する臨時措置法附則第二条を削り、同法附則第一条の見出し及び条名を削る改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日

（新労働安全衛生法第六十六条の八等の適用に關する特例）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新労働安全衛生法」という。）第六十六条の八及び第六十六条の九の規定の適用については、新労働安全衛生法第六十六条の八第一項及び第六十六条の九中「事業者は」とあるのは、「事業者は、その事業場の規模が第十三条第一項の政令で定める規模に該当するときは」とする。

（労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 施行日において現に第一条の規定による改正前の労働安全衛生法第七十五条第四項又は第七十六条第一項に規定する教習又は技能講習

を受講しており、かつ、修了していない者に係る
教習又は技能講習については、なお従前の例
による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる
規定については、当該規定）の施行前にした行
為及びこの附則の規定によりなお従前の例によ
ることとされる場合におけるこの法律の施行後
にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要となる経過
措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政
令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過
した場合において、新労働安全衛生法の施行の
状況を勘案し、必要があると認めるときは、新
労働安全衛生法の規定について検討を加え、そ
の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす
る。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律（附則第一条各号に掲げ
る規定にあつては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項
並びに第十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適
用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十二条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の
日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定
める。

附則（平成二六年六月二五日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第八十八条、第八十九条第一項、第八十九
条の二第一項及び第九十条第二号の改正規
定、第九十一条第一号の改正規定（第五十
七条の三第一項を「第五十七條の四第一
項」に改める部分を除く。）、別表第二、別表
第四及び別表第十四の改正規定並びに次表
から附則第五条までの規定及び附則第九条の規
定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十
年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」と
いう。）、第四十五条第三項の改正規定中「罰
則の規定」を「罰則」に、「第八十八条第七
項」を「第八十八条第六項」に改める部分に
限る。） 公布の日から起算して六月を超えな
い範囲内において政令で定める日

三 第六十六条第一項の改正規定、第六十六
条の九の次に一条を加える改正規定、第九十
条の改正規定及び第九十一条第一項の改正規定
（第六十三條）の下に、「第六十六條の十第
九項」を加える部分に限る。）並びに附則第
二条から第二十四条までを削り、附則第二十
五条を附則第二条とし、附則第二十六条を附
則第三条とする改正規定及び附則に一条を加
える改正規定 公布の日から起算して一年六
月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十八條第三項第一号、第二十八條の二
第一項、第五十七條第一項第一号及び第五
十七條の二第一項の改正規定、第五十八條を削
り、第五十條第二節中第五十七條の五を第五
十八條とし、第五十七條の四を第五十七條の五
とし、第五十七條の三の前の見出しを削り、
同条を第五十七條の四とし、同条の前に見
出しを付する改正規定、第五十七條の二の次に
一条を加える改正規定、第九十三條第三項の
改正規定（「専門技術的事項」の下に、「特
別安全衛生改善計画」を加える部分を除く。）、
第九十六條第一項の改正規定（第五十七條
の五）を「第五十七條の三第四項、第五十八
條」に改める部分に限る。）、第九十九條第一
号の改正規定、第二百一十條第一号の改正規定
（第五十七條の三第一項）を「第五十七條の
四第一項」に改める部分に限る。）、同条第二
号の改正規定並びに附則第九條の規定（労働
者派遣法第四十五條第三項の改正規定中「第
五十七條の五」を「第五十八條」に改める部
分に限る。）、公布の日から起算して二年を超
えない範囲内において政令で定める日

(譲渡等の制限等に関する経過措置)
第二条 改正後の労働安全衛生法別表第二十六
号に掲げる機械等、前条施行日に掲げる規定
の施行の日（以下「一部施行日」という。）前
に製造され、又は輸入されたものについては、
同法第四十二條の規定は、適用しない。

(型式検定に関する経過措置)

第三条 改正後の労働安全衛生法別表第四十三
号に掲げる機械等で、一部施行日前に製造さ
れ、又は輸入されたものについては、同法第四
十四條の二第一項の型式検定を受けることを要
しない。

(計画の届出等に関する経過措置)

第四条 一部施行日前に改正前の労働安全衛生法
第八十八條第一項の規定により計画の届出をし
た事業者に係る同条第七項の規定の適用及び労
働基準監督署長が一部施行日前にした同項の規
定による工事の開始の差止め又は当該計画の変
更の命令（同条第一項の規定による届出に係る
場合に限る。）の効力については、なお従前の
例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律（附則第一条第二号から第四号
までに掲げる規定については、当該規定。以下
この条において同じ。）の施行前にした行為、

前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び改正前の労働安全衛生法第八十八条第一項の規定に違反する行為（一部施行日以後にした行為のうち、同項に規定する届出をせずに一部施行日から起算して二十九日を経過する日までに開始した工事に係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の労働安全衛生法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十七年五月七日法律第七十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年五月三十一日法律第四十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月六日法律第七十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七條第二項、第八條第二項、第十四條及び第十五條の規定、附則第十八條中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八條及び第三十八條第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第二項の改正規定、附則第二十七條の規定、附則第二十八條中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四條第一項第五十二号の改正規定及び同法第九條第一項第四号の改正規定（平成十年法律第四十六号）の下に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十條の規定 公布の日

（面接指導に関する経過措置）

第五条 事業者は、附則第二条（附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされた協定が適用されている労働者に対しては、第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下この条において「新安衛法」という。）第六十六条の八の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。この場合において、当該労働者に対する新安衛法第六十六条の八第一項の規定の適用については、同項中「労働者（次条第一項に規定する者及び）」とあるのは、「労働者」とする。

（検討）

第十二条 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実等を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月二十五日法律第七十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百零二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百一十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八條並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を用途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一七日法律第六十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一（第三十七條關係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

七 建設用リフト

八 ゴンドラ

別表第二（第四十二條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置

二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五 プレス機械又はシャワーの安全装置

六 防爆構造電気機械器具

七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

八 防じんマスク

九 防毒マスク

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十三 絶縁用保護具

十四 絶縁用防具

十五 保護帽

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一（第三十七條關係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

七 建設用リフト

八 ゴンドラ

別表第二（第四十二條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置

二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五 プレス機械又はシャワーの安全装置

六 防爆構造電気機械器具

七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

八 防じんマスク

九 防毒マスク

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十三 絶縁用保護具

十四 絶縁用防具

十五 保護帽

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一（第三十七條關係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

七 建設用リフト

八 ゴンドラ

別表第二（第四十二條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置

二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五 プレス機械又はシャワーの安全装置

六 防爆構造電気機械器具

七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

八 防じんマスク

九 防毒マスク

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十三 絶縁用保護具

十四 絶縁用防具

十五 保護帽

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一（第三十七條關係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

七 建設用リフト

八 ゴンドラ

別表第二（第四十二條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置

二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五 プレス機械又はシャワーの安全装置

六 防爆構造電気機械器具

七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

八 防じんマスク

九 防毒マスク

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十三 絶縁用保護具

十四 絶縁用防具

十五 保護帽

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一（第三十七條關係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

七 建設用リフト

八 ゴンドラ

別表第二（第四十二條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置

二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五 プレス機械又はシャワーの安全装置

六 防爆構造電気機械器具

七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

八 防じんマスク

九 防毒マスク

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十三 絶縁用保護具

十四 絶縁用防具

十五 保護帽

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

<p>号に上であり、かつ、検査実習が十件百で除し掲げ以上であるものを修了したもので得た数る機あること。</p>	<p>五 前各号に掲げる者と同年以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。</p>
<p>五 前各号に掲げる者と同年以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>別表一 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件百で除し掲げ以上であるものを修了したものであること。</p> <p>別表二 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。</p>
<p>八十年間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同年以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>別表第十(第五十三条の三関係)</p> <p>一 工学関係高等学校等卒業で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同年以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>別表第十一(第五十四条関係)</p> <p>機械器具その他の設備</p> <p>別表第三第一号絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、に掲げる機械等</p> <p>別表第三第二号超音波厚さ計、超音波探傷器、から第四号までファイバースコープ、ひずみ測に掲げる機械等</p> <p>定器、フィルム観察器及び写真濃度計</p> <p>別表第十二(第五十四条関係)</p> <p>機械条件</p> <p>等</p> <p>別表一 工学関係高等学校等卒業で、年間の個第三号以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を二十で除し掲げ有するものであること。</p> <p>別表二 工学関係高等学校等卒業者数(端数とする機械等の研究、設計、製ぎは、この作又は検査の業務に従事した経歴を切り験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同年以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>別表一 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件百で除し掲げ以上であるものを修了したものであること。</p> <p>別表二 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。</p>
<p>号かくは据付けの業務に従事した経千四百で第除又は一年以上当該機械等の検除し得四号者の業務に従事した経験を有する者(端数があるに掲期経験者)という)で、次のいときは、掲るに該当する研修(当該機これを切機械等に係るものに限る。以下こり上げるの表において「特定研修」とい)であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>(一) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。</p> <p>(1) 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料</p> <p>(2) 附属装置及び付属品</p> <p>(3) 取扱い、清掃作業及び損傷</p> <p>(4) 関係法令、強度計算方法及び検査基準</p> <p>(二) 登録個別検定機関が行うものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、五年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は三年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者(以下この表において「長期経験者」という)で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四百件以上であること。</p>	<p>別表一 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件百で除し掲げ以上であるものを修了したものであること。</p> <p>別表二 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。</p>

あるものを修了したものであること。
五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十三(第五十四条関係)

一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業業者で、十五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十四(第五十四条の二関係)

機械器具その他の設備
別表第四第三節絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転一号に掲げ速度計及び材料試験機
別表第四第四節作動試験用機械、硬さ試験機、オシ二号に掲げロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計及び耐電圧試験装置

別表第四第四節耐電圧試験装置、電気計測器、恒温三号に掲げ槽、温度試験装置、鋼球落下試験装置、耐水試験装置、衝撃試験機、保護等級試験装置、爆発試験装置、ガス濃度計測器、水圧試験装置、拘束試験装置、気密試験装置、内圧試験装置、火花点火試験装置、発火試験装置及び防じん試験装置

別表第四第四節材料試験機、耐水試験装置、衝撃試験装置及び振動試験装置
別表第四第四節材料試験機、ガス濃度計測器、通気五号に掲げ抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置及び排気弁気密試験装置

別表第四第四節材料試験機、ガス濃度計測器、通気六号に掲げ抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置、排気弁気密試験装置等

別表第四第四節作動試験用機械及び硬さ試験機
別表第四第四節オシロスコープ、赤外線暗視装置、八号に掲げ絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機、急停止時間測定装置及び振動試験装置
別表第四第四節作動試験用機械、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、温度試験装置及び運動時間測定装置
別表第四第四節耐電圧試験装置、材料試験機及び電気計測器
別表第四第四節恒温槽及び衝撃試験機

別表第四第四節材料試験機、ガス濃度計測器、内圧十三号に掲げ試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計

別表第十五(第五十四条の二関係)
一 条件
(一) 工学関係大学等卒業業者で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。
(二) 工学関係高等学校等卒業業者で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。
(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十六(第五十四条の二関係)
一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 数
事業所ごとに二
別表第十六(第五十四条の二関係)
一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業業者で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十七(第七十五条関係)
一 揚貨装置運転実技講習
二 クレーン運転実技講習
三 移動式クレーン運転実技講習
別表第十八(第七十六条関係)
一 木材加工用機械作業主任者技能講習
二 プレス機械作業主任者技能講習
三 乾燥設備作業主任者技能講習
四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
七 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
八 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
九 足場の組立て等作業主任者技能講習
十 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
十一 鋼橋架設等作業主任者技能講習
十二 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
十三 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習

十四 採石のための掘削作業主任者技能講習
十五 はい作業主任者技能講習
十六 船内荷役作業主任者技能講習
十七 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
十八 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
十九 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
二十一 鉛作業主任者技能講習
二十二 有機溶剤作業主任者技能講習
二十三 石綿作業主任者技能講習
二十四 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
二十五 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
二十六 床上操作式クレーン運転技能講習

二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
二十八 ガス溶接技能講習
二十九 フォークリフト運転技能講習
三十 ショベルローダー等運転技能講習
三十一 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習
三十二 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
三十三 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
三十四 不整地運搬車運転技能講習
三十五 高所作業車運転技能講習
三十六 玉掛け技能講習
三十七 ボイラー取扱技能講習
別表第十九(第七十七条関係)
技能講習又は教育
機械器具その他の設備及び施設

酸素欠乏危険作業主任者技能講習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習

小型移動式クレーン
ガス溶接装置
フォークリフト運搬装置
ショベルローダー等
シヨベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。及びシヨベルローダー等を運転することが出来る施設
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)及び車両系建設機械(解体用)を運転することが出来る施設
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車
高所作業車
玉掛け
ボイラー

酸素欠乏危険作業主任者技能講習
酸素欠乏・硫化水素生用機器、酸素濃度計測器
床上操作式クレーン
小型移動式クレーン
ガス溶接装置
フォークリフト運搬装置
フォークリフトを運転することが出来る施設
ショベルローダー等
シヨベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。及びシヨベルローダー等を運転することが出来る施設
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)及び車両系建設機械(解体用)を運転することが出来る施設
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車
高所作業車
玉掛け
ボイラー

酸素欠乏危険作業主任者技能講習
酸素欠乏・硫化水素生用機器、酸素濃度計測器
床上操作式クレーン
小型移動式クレーン
ガス溶接装置
フォークリフト運搬装置
フォークリフトを運転することが出来る施設
ショベルローダー等
シヨベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。及びシヨベルローダー等を運転することが出来る施設
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)及び車両系建設機械(解体用)を運転することが出来る施設
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車
高所作業車
玉掛け
ボイラー

酸素欠乏危険作業主任者技能講習
酸素欠乏・硫化水素生用機器、酸素濃度計測器
床上操作式クレーン
小型移動式クレーン
ガス溶接装置
フォークリフト運搬装置
フォークリフトを運転することが出来る施設
ショベルローダー等
シヨベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。及びシヨベルローダー等を運転することが出来る施設
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)及び車両系建設機械(解体用)を運転することが出来る施設
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車
高所作業車
玉掛け
ボイラー

酸素欠乏危険作業主任者技能講習
酸素欠乏・硫化水素生用機器、酸素濃度計測器
床上操作式クレーン
小型移動式クレーン
ガス溶接装置
フォークリフト運搬装置
フォークリフトを運転することが出来る施設
ショベルローダー等
シヨベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。及びシヨベルローダー等を運転することが出来る施設
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)及び車両系建設機械(解体用)を運転することが出来る施設
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車
高所作業車
玉掛け
ボイラー

五	採石のための掘削作業主任者技能講習	講習科目	条件	<p>一 大学等において採鉱又は土木に 関係する学科を修めて卒業した者（当 講習の該学科を修めて専門職大学前期課程 採取の修了した者を含む。）で、その後三 ための年採石作業に従事した経験を有 掘削のするものであること。</p> <p>二 高等学校等において採鉱又は土 方法等 に 関する学科を修めて卒業した者 で、その後五年以上採石作業に従事 した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の 知識経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 機械、三年以上採石作業又は採石業に 器具、の安全の実務に従事した経験を有す 作業環るものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、そ 境等に二 五年以上採石作業又は採石業に 関するの後五年以上採石作業又は採石業に 知識 関する安全の実務に従事した経験を 作業 有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の に 対する三 前二号に掲げる者と同等以上の る教育知識経験を有する者であること。</p>	
六	はい作業主任者技能講習	講習科目	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 三年以上安全の実務に従事した経験 を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 三年以上安全の実務に従事した経験 を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>	

七	船内荷役作業主任者技能講習	講習科目	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三 年の指年以上船内荷役作業に係る安全管理の 講 指に業務に従事した経験を有するものであ 習 必要ること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その 後五年以上船内荷役作業に係る安全管 理の業務に従事した経験を有するもの であること。</p> <p>三 船内荷役作業に係る安全管理の業 務に十年以上従事した経験を有する者 であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三 年の指年以上船内荷役作業に係る安全管理の 講 指に業務に従事した経験を有するものであ 習 必要のこと。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その 後五年以上船内荷役作業に係る安全管 理の業務に従事した経験を有するもの であること。</p> <p>三 船内荷役作業に係る安全管理の業 務に十年以上従事した経験を有する者 であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>	
八	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	講習科目	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上安全の実務に従事した経験を有 するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上安全の実務に従事した経験を有 するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。</p>	

九	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	講習科目	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 三年以上安全の実務に従事した経験 を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、そ の後五年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の 知識経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 三年以上安全の実務に従事した経験 を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、そ の後五年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の 知識経験を有する者であること。</p>	

一〇	関係法令	講習科目	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三 年の指年以上船内荷役作業に従事した経験を 講 指に業務に従事した経験を有するものであ 習 必要のこと。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その 後五年以上船内荷役作業に係る安全管 理の業務に従事した経験を有するもの であること。</p> <p>三 船内荷役作業に係る安全管理の業 務に十年以上従事した経験を有する者 であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三 年の指年以上船内荷役作業に係る安全管理の 講 指に業務に従事した経験を有するものであ 習 必要のこと。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その 後五年以上船内荷役作業に係る安全管 理の業務に従事した経験を有するもの であること。</p> <p>三 船内荷役作業に係る安全管理の業 務に十年以上従事した経験を有する者 であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>	

一〇	関係法令	講習科目	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 三年以上安全の実務に従事した経験 を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、そ の後五年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の 知識経験を有する者であること。</p>
		学 科 種 類	<p>一 大学等を卒業した者で、その後 三年以上安全の実務に従事した経験 を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、そ の後五年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の 知識経験を有する者であること。</p>	

十 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 講習科目 条件	第一種圧力容器に関する学術知識	二 八年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験の有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	第一種圧力容器に関する学術知識	二 八年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験の有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

十一 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習及び石綿作業主任者技能講習 講習科目 条件	第一種圧力容器に関する学術知識	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	第一種圧力容器に関する学術知識	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 講習科目 条件	第一種圧力容器に関する学術知識	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	第一種圧力容器に関する学術知識	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

十三 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 講習科目 条件	第一種圧力容器に関する学術知識	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	第一種圧力容器に関する学術知識	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

